

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（文部科学省）

制 度 名	新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築のための税制上の所要の措置	
税 目	所得税、法人税、登録免許税、相続税、贈与税、消費税、印紙税、地価税その他の関連する税目（国税徴収法等） （※内閣府、厚生労働省と共同要望）	
要 望 の 内 容	<p>○「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成 21 年 12 月 8 日閣議決定）に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進めるため、平成 22 年前半を目処に基本的な方向を固め、平成 23 年通常国会までに所要の法案を提出するとされた。</p> <p>○これを受け、平成 22 年 1 月 29 日に、関係閣僚を構成員とする「子ども・子育て新システム検討会議」が設置され、子ども・子育て新システムの議論が進められ、6 月 29 日に、全閣僚で構成する少子化社会対策会議（会長：内閣総理大臣）において「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が決定された。</p> <p>※子ども・子育て新システムについては、平成 23 年通常国会に法案を提出、平成 25 年度の施行を目指す。</p> <p>○「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」においては、事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築するとされており、これを踏まえ、必要となる税制上の所要の措置を講じることがを要望する。</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	－ 百万円 （ － 百万円）

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>○ すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、出産・子育て・就労の希望がかなう社会を実現することが必要である。</p> <p>○ また、子ども・子育てを社会全体で支援するために、事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築することとしており、社会全体で子どもと子育てを支える体制を実現するためには、新システムの子ども・子育て支援対策について、税制上の所要の措置を講じることが必要である。</p>		
<p>今回の要望に関連する事</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり</p> <p>施策目標 2-9 幼児教育の振興</p> <p>政策目標 6 私学の振興</p> <p>施策目標 6-1 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興</p>
<p>政策の達成目標</p>	<p>幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進めることにより、社会全体で子ども・子育てを支える体制を実現する。</p>		
<p>租税特別措置の適用又は延長期間 同上の期間中の達成目標</p>	<p>(該当なし)</p> <hr/> <p>(該当なし)</p>		
<p>政策目標の達成状況</p>	<p>(新規要望)</p>		

	有効性	要望の措置の適用見込み	
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税においても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	(未定)
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
要望の措置の妥当性	幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進めることにより、社会全体で子ども・子育てを支える体制を実現することができる。		
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置の適用実績	(新規要望)	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	(新規要望)	
	前回要望時の達成目標	(新規要望)	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	(新規要望)	

これまでの 要望経緯	(新規要望)
---------------	--------